

石川県短期移住体験事業（加賀エリア）運營業務委託仕様書

1 目的

県外から加賀地域（かほく市以南）への移住を希望する方を対象に、地域の住まいと仕事を短期的に提供することで、地域情報を発信することで、本県での暮らしぶりを体験させ、地域への移住・定住を促進する。

2 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託予定金額

2,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 本事業の対象者について

本事業の対象者は石川県への移住に関心がある者とする。

5 委託業務の内容

（1）首都圏等での事業告知、募集活動、参加者及び関係者への事業説明

ア 移住イベントでの発信

認定NPO法人ふるさと回帰支援センター等で行う移住セミナーや全国的な移住イベントでのブース出展。

イ 不特定多数に向けた発信

WEBサイトやSNS等を活用した情報発信を行うこと。

ウ 事業参加者の取材及び情報発信

事業参加者の石川滞在中の様子を取材し（5名程度）、ホームページ等を通じて情報を発信すること。

（2）現地体験プランのコーディネート

ア 事業参加者へのニーズのヒアリング

イ ヒアリング結果を踏まえた仕事、暮らし等の移住モデルの提案

ウ 仕事や暮らし体験に係る現地案内

参加者のニーズに応じて、現地案内を実施すること。

仕事体験の例…農林漁業や地場産業、旅館・ゲストハウスなどでの就労体験等

暮らし体験の例…子育て施設や買い物環境の確認、空き家・物件探し、地域住民との交流、古民家での暮らし体験等

エ 現地案内の対象エリア

かほく市以南地域（かほく市、津幡町、内灘町、金沢市、野々市市、白山市、川北町、能美市、小松市、加賀市）

※ただし、能登半島地震による被災地域への現地案内は、復旧・復興状況を鑑みて柔軟に対応することとする。（危険な場所へは案内しない）

- オ 移住体験参加者を対象に、事業の満足度や体験内容等に関するアンケート調査の実施、集計
- (3) 事業参加者の受入れが検討される企業や施設の候補の掘り起こし（概ね30件以上）
 - (4) 不慮の事態に備えた体制
 - ア 受託事業者側においてイベント保険等の加入
 - イ 緊急連絡体制（仕事、地域も含む）や人員配置
 - (5) 本業務に係る実施計画の作成
 - (6) 関係機関との連携
 - 本業務の実施にあたっては、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）やふるさと回帰支援センター、県内市町等の関係機関と連携すること。
 - (7) その他本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、実行委員会と協議の上、実施すること。

6 実施体制

事業を確実にかつ円滑に実施できる体制及びスケジュールとすること。

7 成果品の提出

成果物は次のとおりとする。

- (1) 実績報告書
 - 本事業の実施内容を記載した実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。
- (2) 電子データ
 - 実績報告書データについては、PDF等の電子データにより提出すること。
- (3) 提出期限
 - 成果物の提出は令和9年3月31日を期限とする。

8 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。

ただし、実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

9 情報のセキュリティの確保

- (1) 情報セキュリティポリシーの遵守
 - 受託者が業務を行う場合にあっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (2) 個人情報の保護
 - 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 守秘義務
 - 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

また、委託業務終了後も同様とする。

10 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、制作途中に制作案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

イ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

11 留意事項

(1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(4) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらか

じめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。

(5) 移住に関心のない者に対し、金銭等を支給しての集客は行ってはならない。